

名古屋市環境保全・省エネルギー設備資金利子補助金交付要綱

名古屋市公害防止設備改善資金利子補助金交付要綱（昭和55年4月1日実施）の全部を改正する。

（通 則）

第1 環境保全・省エネルギー設備資金利子補助金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（趣 旨）

第2 この要綱は、名古屋市環境保全・省エネルギー設備資金融資要綱（平成6年4月1日実施。以下「融資要綱」という。）第16の規定に基づき、融資要綱による融資を受けた者（以下「借受者」という。）に対し、融資を受けた資金（以下「借入金」という。）に係る支払利子を補助するため、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第3 利子補助を受けることができる者は、融資要綱第11第3号に規定する完了の届け出を行った借受者とする。

2 前項の規定にかかわらず、融資要綱第6第6号に規定する事項を用途とする借受者が産業廃棄物の処理を業として行う者（以下「産業廃棄物処理業者」という。）であるときは、借入金に係る利子補助を行わないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その翌日以後の借入金に係る利子補助は行わないものとする。

(1) 名古屋市外に事業場を移転し、かつ、名古屋市内に住所を有しなくなったとき。

(2) 産業廃棄物処理業者となったとき（融資要綱第6第6号に規定する事項を借入金の用途とする場合に限る。）。

(3) 借入金に係る設備を適切に維持管理しなくなったとき（ただし、償却資産の法定耐用年数を超えた場合及び市長がやむを得ないと認めた場合を除く。）。

（利子補助対象期間）

第4 利子補助の対象となる期間は、借受者が当該借入金を借り入れた日から融資要綱に定める融資期間内で借受者が融資要綱に基づき取扱金融機関と締結した借

入金に係る金銭消費貸借契約書の約定による返済期日までの期間（以下「利子補助対象期間」という。）とする。

（利子補助）

第5 利子補助の額は、融資要綱に定める融資条件により算定した利子額又は借受者が取扱金融機関に支払った利子額のうちいずれか少ない方の額（以下「利子補助金」という。）とし、予算の範囲内において補助するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事項を用途とする場合にあつては、利子補助金は2分の1の額とする。

(1) 融資要綱第6第3号のうち、次のア及びイに該当する場合

ア 最新の自動車排出ガス規制に適合するディーゼル貨物自動車等への転換

イ 国土交通省等が策定した規定等で指定する低騒音型建設機械等（以下「重機等」という。）への転換（特に大気環境に良好な重機等（電気式、ハイブリッド式及び燃料電池式のものをいう。）を導入する場合を除く。）。

(2) 融資要綱第6第4号のうち、脱フロン洗浄設備の設置

(3) 融資要綱第6第5号に該当する場合

（利子補助金の交付申請）

第6 利子補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利子補助対象期間に支払った利子額について、市長に対し、利子補助金の交付を申請するものとする。

2 前項の申請は、環境保全・省エネルギー設備資金利子補助金交付申請書（様式1）に取扱金融機関が発行する支払利子証明書（様式2）を添えて、毎年度、12月1日から同月10日（本市の休日に当たるときは、本市の休日の翌日とする。）までの間に行わなければならない。

（利子補助金交付の決定）

第7 市長は、第6の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは利子補助金の交付を決定するとともに、速やかにその内容を様式3により申請者に通知する。

（申請の取下げ）

第8 規則第8条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から3日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（実績報告及び利子補助金額の確定）

第9 規則第14条に規定する実績報告及び規則第15条に規定する額の確定は、利子

補助金の交付の申請及び規則第5条の交付の決定をもってこれにかえるものとする。ただし、第8に規定する申請の取下げがあった場合は、この限りではない。

(利子補助金の請求)

第10 第7の規定による利子補助金の交付の決定を受けた者で、第8に規定する申請の取下げをしない者は、環境保全・省エネルギー設備資金利子補助金請求書(様式4)により、市長に対し、利子補助金の請求をするものとする。

(利子補助金交付の取消し等)

第11 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請者に対する利子補助金の交付の決定を取り消し、交付すべき利子補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した利子補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により融資を受け、又は融資要綱に定める借受者の義務に違反したとき。
- (2) 利子補助金の交付申請に当たり、偽りその他不正の行為があったとき。
- (3) 融資要綱第2第2号に該当しないこととなったとき。

(委 任)

第12 この要綱に定めるもののほか、利子補助金の交付に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際現にこの要綱による改正前の名古屋市公害防止設備改善資金利子補助金交付要綱に基づいて公害防止設備改善資金利子補助金の交付を受けることができる借受者は、この要綱による改正後の名古屋市環境保全設備資金利子補助金交付要綱に基づいて利子補助金の交付を受けることができる借受者とみなす。

附 則 (抄)

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則 (抄)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則 (抄)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則 (抄)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年12月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際現にこの要綱による改正前の名古屋市環境保全設備資金利子補助金交付要綱第3第2項に基づく借受者は、この要綱による改正後の名古屋市環境保全設備資金利子補助金交付要綱第3第2項に基づく借受者とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

年度環境保全・省エネルギー設備資金利子補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 名 古 屋 市 長

住 所

ふりがな

氏 名

(名称及び代表者氏名)

生年月日

電話 ()

環境保全・省エネルギー設備資金利子補助金の交付を、次のとおり申請します。

交付申請額 金 円

(支払利子額 金 円)

対象となる 融資の内容	融 資 年 月 日	年 月 日
	融 資 金 額	金 円
	融 資 内 容	
	利子補助割合	全 額 ・ 半 額
申請日における融資対象設備の 維持管理状況 (該当箇所○)		1. 適切に維持管理している。 2. 年 月 日付で売却等処分した。
今回の利子補助対象期間		年 月 日 から 年 月 日 まで

(注) 名古屋市環境保全・省エネルギー設備資金利子補助金交付要綱第 11 に該当するときは、この利子補助を受けることができません。また、利子補助後にその旨が判明したときは、既に交付した利子補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。

上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

支 払 利 子 証 明 書

年 月 日

様

金融機関名
(支店名)

環境保全・省エネルギー設備資金に係る貸付金(年 月 日、 円、
利率 %) に対する 年 月 日から 年 月 日までの期間に
対応する利子として、当金融機関が次の支払を受けたことを証明します。

支 払 利 子 額	円
-----------	---

内 訳 表

返済 方法	約定返済日	毎月返済金 (元金)	利息徴収区分	完済 (予定) 日
	日	円	前取り ・ 後取り	年 月 日

期 間	元 本 金 額	日 数	支 払 利 子 額	備 考
1	円	日	円	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
計				

◎原則として、各段の支払利子額 = 元本金額 × 利率 × $\frac{\text{日 数}}{365}$ であること。

担当者氏名	電話 ()
	FAX ()

様

名古屋市長

環境保全・省エネルギー設備資金利子補助金の交付決定について（通知）

先に申請のありましたみだしのことについて、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

利子補助決定額 金 円

対象となる 融資の内容	融 資 年 月 日	年 月 日
	融 資 金 額	金 円
	融 資 内 容	
	利子補助割合	全 額 ・ 半 額
今回の利子補助対象期間		年 月 日 から 年 月 日 まで
対象期間中の支払利子額	金 円	

- (注) 1 利子補助決定額は、「市が定める方法（名古屋市環境保全・省エネルギー設備資金融資要綱に定める融資条件）により算定した利子額」又は「借受者が銀行に支払った利子額」のうち、いずれか少ない方の額（の2分の1）となっております。
- 2 借受者が義務に違反した場合は、補助金の交付をしないか又は交付した補助金の返還を求める場合がありますからご注意ください。

年度環境保全・省エネルギー設備資金利子補助金請求書

年 月 日

(あて先) 名 古 屋 市 長

住 所

ふりがな

氏 名

(名称及び代表者氏名)

生年月日

電話 ()

環境保全・省エネルギー設備資金利子補助金の支払を、次のとおり請求
します。

請求金額 金 円

(注) 名古屋市環境保全・省エネルギー設備資金利子補助金交付要綱第 11 に該当するときは、この利子補助を受けることができません。また、利子補助後にその旨が判明したときは、既に交付した利子補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。

上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。